

**綱 領**

1. 吾々の権利を守る。吾々の自由と自衛を促進し、吾々の人道的義務を遂げる。
2. 吾々の権利を守る。吾々の自由と自衛を促進し、吾々の人道的義務を遂げる。
3. 吾々の権利を守る。吾々の自由と自衛を促進し、吾々の人道的義務を遂げる。

# 日赤新労

平成2年  
9月25日  
発行  
第130号

発行所  
日本赤十字新労組連合会  
(日赤新労)  
東京都港区浜松町2-2-14  
KIビル802  
TEL (03) 433-3028  
発行責任者  
市川清美

## 平成2年度 第2回中央委員会ひらく



熱心な審議の続く第2回中央委員会 (9月9日~10日)

### 年末手当、11/14に統一要求

## 平成2年度ベアも審議

九月九日、十日の両日、平成二年度第二回中央委員会と幹部研修会が静岡県熱海市「ホテル西山」に於いて、中央委員、オプザーバー等多数の参加のもと、盛大に開催された。

九月九日午後一時より中央委員会に入り、二年度ベア、年末手当等について審議された。

十日は午前中幹部研修会が開かれ、三菱鉛筆株式会社マーケティング企画室主査・松田憲二

先生を講師に招き「九十年代の人事管理のあり方」について講義を受け終了した。

#### 報告事項

##### 一、各部報告

##### ① 組織部

① 京都血液センター内部強化について(六月二十六日)

② 茨城血液センター内部強化について

現在、地労委で事情聴取が行なわれているが、その経過状況。

③ 労賃日赤内部強化について

三月に退職させた前事務局長が、現在もまた囑託として陰で

日支給する様交渉するも、日数がなく認めざるを得なかった。

しかし、今後この様な事が無いよう施設側より謝罪文を取った。

④ 茨城血液センター内部強化について

現在、地労委で事情聴取が行なわれているが、その経過状況。

⑤ 労賃日赤内部強化について

三月に退職させた前事務局長が、現在もまた囑託として陰で

日支給する様交渉するも、日数がなく認めざるを得なかった。

しかし、今後この様な事が無いよう施設側より謝罪文を取った。

### 幹部研修会開催

九月十日午前九時より正午にかけて、幹部研修会が開催された。

講師として、三菱鉛筆株式会社、マーケティング企画室主査・松田憲二氏を迎え「90年代の人事管理のあり方」と題して講演がなされた。

一、人事、賃金管理の現状と方向

終身雇用と年功序列制、そして企業内労働関係。我が国の特徴的労働慣行が、この三つの基盤として成り立ってきている。

今日この日本の労働慣行は低成長と高学歴化、高齢化の進行にあわせて根本的な修正、改革を余儀なくされつつある。それは当面90年代の環境条件(価値観の多様化、個性化、選択の多様化)に對して、具体的施策となつて展開されている。

これまではどこに人事、賃金管理面においては、全体的な捉え方や対処の仕方をするのではなく、あくまでも目先に追われたあるいは労組の強い要求の、

実権をもっている。しかも多額で不当と思われる手当が支払われている。この点から本社とするよう施設、本社に交渉を行なう。

② 教宣部

① 全国初心者研修会(六月十六日)報告

② 単組新人役員研修会(七月十五、十六日)報告

③ 調査部

① 平成二年度調査事項の回収結果報告

② 看護士について

③ 看護士について

④ 看護士について

⑤ 看護士について

⑥ 看護士について

⑦ 看護士について

① 全国婦人部代表者会議について、各単組で出席者があれば早急に報告をお願いしたい。

ついで五月十三日の第一回中央委員会以降現在までの一般経過報告があり、二、三質問の後、満場一致で承認された。

② 本部役員宿泊費・日当

一、平成二年度ベアについて

九月十一日の常任理事会に各ブロックから報告されたが、第三回中央委員会に再提案する事となった。各単組にて十分検討する様決定。

四、第三十回定期全国大会運営について

議長 二六唐津日赤、副議長 二七盛岡日赤、書記五B、理事 二八戸日赤、三B名

一日赤、議事運営委員 二B、四B、六B福岡支部、大会宣言

改定に伴い、回答を早急に引き出す手段として、

① 代表中央委員会を含む集団交渉

② 中央委員会を含む集団交渉

③ 全国各単組の協力によって

本社集会。以上については、各段階の交渉過程を見ながら対応する。

三、本部役員宿泊費・日当

二、年末手当について

額三十七・五割プラス一律五

万円で十二月十四日に統一要求

する事と決定する。

二、年末手当について

額三十七・五割プラス一律五

万円で十二月十四日に統一要求

する事と決定する。

二、年末手当について

額三十七・五割プラス一律五

万円で十二月十四日に統一要求

する事と決定する。

二、年末手当について

額三十七・五割プラス一律五

万円で十二月十四日に統一要求

する事と決定する。

二、年末手当について

額三十七・五割プラス一律五

万円で十二月十四日に統一要求

する事と決定する。

二、年末手当について

額三十七・五割プラス一律五

万円で十二月十四日に統一要求

する事と決定する。

### 「90年代の人事管理のあり方」

— 松田憲二氏 (三菱鉛筆マーケティング企画室主査) を迎えて —

とって最も関心の深い、かつ最も公平、公正さが要求される処遇面をどのように適正に行うか、ということが、

① 生活給体系であること。

② 学歴、男女別、勤続による差別賃金であること。

③ 属人要素を総合、勘案する

方式であること。

④ 初任給プラス昇給といった積上げ方式であること。したがって定年まで昇給が続くこと、現在多くの企業で修正、見直しが行われている。

⑤ 賃金制度改定の方向として、賃金制度改定の方向として、

① 学歴、男女別の決定をめぐって、職能を決定基準とする。

文起委員 二B新潟血セ、三B名二日赤、五B三原日赤、選

挙管理委員 一B秋田乳児院、

二B、三B愛知血セ、四B、五

B鳥取日赤、六B筑前山田日

赤、役員監査委員 一B石巻日

赤、二B、三B飯山日赤、四

B、五B岡山日赤、六B津日

赤、

二、四Bは早急に本部へ

送ること。

五、その他

① 単組新人役員研修会の旅費

支給について、新人の範囲を定

めず、各単組一名分を支給する

事とし、取り扱いは本年度に過

って実施することに決定。

② 本部役員の出張時における

生命保険について

第三回中央委員会に資料をつ

けて提案する事となった。

方式であること。

④ 初任給プラス昇給といった

積上げ方式であること。し

たがって定年まで昇給が続

くこと、現在多くの企業で

修正、見直しが行われている。

⑤ 賃金制度改定の方向として、

賃金制度改定の方向として、

① 学歴、男女別の決定をめぐ

って、職能を決定基準とする。

② 従来生活給体系は併存させ

生計費の関連づけを体系の中

に明確に位置づける。

③ 労働市場のオープン化を図る

ため、勤続要素は比重を下げ

る。

④ 総合給を改めて要素別決定と

する、そして賃金表を設定し

# 結成30周年記念式典

## 盛大に挙行される



結成30周年記念式典（9月10日）

静岡県熱海市「ホテル西山」において、来賓、招待者及び全国加盟単組の組合員等、百余名の出席の下に、日本赤十字新労働組合連合会結成30周年記念式典が盛大に挙行された。

九月十日、午後三時三十分開会、最初に三十周年を記念して編曲された日赤新労、労働歌を

出席者全員で合唱し、これまでに組合発展に盡力されながらも物故となられた役員、先輩の方々の出席の下に、日本赤十字新労働組合連合会結成30周年記念式典が盛大に挙行された。

九月十日、午後三時三十分開会、最初に三十周年を記念して編曲された日赤新労、労働歌を

金井一彦、三原日赤、紙本哲治、鳥取日赤・川島 環、徳島東照子、愛知県支部職員組合 会長・大川時政、大田原日赤・小森、京都府赤十字血液センター職員組合、宮城県赤十字血液センター職員組合、大田原赤十字病院職員組合、足利赤十字病院職員組合、同、青森県赤十字血液センター職員組合、同、愛知県赤十字血液センター職員組合、芳賀赤十字病院職員組合、

### 表彰者

### 祝電披露

山田日赤・小崎寿美男、前橋日赤・吉原三郎、大田原日赤・川島亮介、名一日赤・川出富治、茨城県血セ・園部 順、岡山日赤・青山圭一、名一日赤・青木三子、名一日赤・伊東照子、大田原日赤・小貫幸枝、浜松日赤・掛井 巖、宮城県支部・佐藤一男、福島日赤・高橋利行、茨城県血セ・星野 馨、鳥取日赤・松本 晃、新潟血セ・宮野政夫、福島支部・渡辺 尚、名一日赤・森 裕子、浜松日赤・市川清美、盛岡日赤・藤村貴順、八戸日赤・大向広治、大津日赤・川崎美二、愛知血セ・鈴木裕、名一日赤・梅村正一、飯山日赤・



第2回単組新人役員研修会 講演する松岡二郎氏

## 平成2年度 単組新人役員研修会

### 「労働三法」について松岡講演

七月十五日、十六日の両日、東京の「麹町会館」において、全国の各単組より多数の参加により開催されました。

研修は両日とも、講師に宇都宮大学講師の松岡二郎先生を迎えて「労働三法」について講演が行なわれた。

労働基準法制定のわかれは、東京の「麹町会館」において、全国の各単組より多数の参加により開催されました。

研修は両日とも、講師に宇都宮大学講師の松岡二郎先生を迎えて「労働三法」について講演が行なわれた。

定める労働契約は、その部分については無効であり、無効となつた部分は、労働法の基準による。したがって、労働条件の基準を定める事項は、強行規定としての性格を持っている。

◎労働条件は、労働者と使用者が対等の立場で決定すべきである。労使は労働協約、就業規則、労働契約を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

◎労働者が女子であることを理由として、賃金について男子と差別的取扱をしてはならない。これは、男子と同じ職務に従事し、かつ同じ能力を持っているのに、女子が社会的に地位が低いといふことだけで、賃金に差をつけることを禁止したものである。

したがって、男女間に職務又は能力に差があるときは、賃金に差をつけることも禁止しているわけではない。

\* 盛況のうちに終了したので、今後も同じ方式で望みたい。



単組新人役員研修会（7月15日～16日）

## 全国初心者研修会 開催

32名、熱心に受講

三重県の「湯の山ロッジ」にて

平成二年度全国初心者研修会が、六月十六、十八日にかけて、鈴鹿山系のふもと、三重県三重郡湯の山温泉郷「湯の山ロッジ」において開催された。

研修会参加者総数四十名のもと、初日中央執行委員長あいさつ、新労労働歌合唱、ユーモラスな自己紹介等々やかな雰囲気の中で始まった。研修会のテーマである「労働組合とは」に始まり、「綱領・規約」についての講義が行なわれ、労働者はどのように生まれ、日本の労働組合はどのように発展したの



全国初心者研修会（6月16日～18日）

か。また我々新労の組合活動の指針である「綱領・規約」の説明がなされ、旅の疲れにもかかわらず熱心に聞き入った。

二日目の研修会は、ロッジ前八時集合。研修内容でも楽しいレクリエーションに始まり、梅雨期にもかかわらず雲一つない晴天に恵まれ、約三十分の行程のハイキングを楽しんだ。東洋のハイキングを歩いた。研修会のテーマである「労働組合とは」に始まり、「綱領・規約」についての講義が行なわれ、労働者はどのように生まれ、日本の労働組合はどのように発展したの

### 地引き網ツアーで 海の幸を満喫

芳賀日赤職組

茨城県大洗海岸において、平成2年9月2日（日）地引き網を行いました。

バス3台をチャーターして組合員及びその家族約100名の参加で、現地中央執行委員川出氏・茨城血液センターの組合

マグリ採りを楽しみ、午前十一時から組合員と家族全員で、砂浜に用意された二本のロープを、二班に別れてゆくり力強く、大漁を願って網を引き始めました。網にかかった魚はイシモチ、コハダ、イワシ、マルタ、カレイのほかクラゲまでかかれました。採れた数は……

の皆様と合流し総勢約一五〇名の「ヨイショ」しました。天候は、うす曇りであり暑くもなく、網を引くのにもうど良い気温でした。子供たちは紙面をお借りしまして、厚くお水着に着替え、浜辺で貝殻やハ



## 韓国の家庭料理講習会開催

名一日赤従組



好評の料理講習会

名古屋第一赤十字病院従業員組合では、昨年の漢方料理講習会に続き、本年も料理クラブ「さつき会」及び看護婦自治会の協力を得て韓国家庭料理講習会を八月十八日に開催した。

この講習会には、講師に本年五月二十五日より大韓民国「郭病院」から、当院に看護実習に来院中の、三名の看護婦さんを招いた。

四十名の若若男女の参加を得て、二時間にわたるミニクッキングの、本場の韓国料理作りを腕を振った。

講習終了後は、会場を移し出来たての自分たちの作品に舌づつみを打った。

なお、翌日、参加者は職場において激励のため、肩身の狭い思いの一日であった。